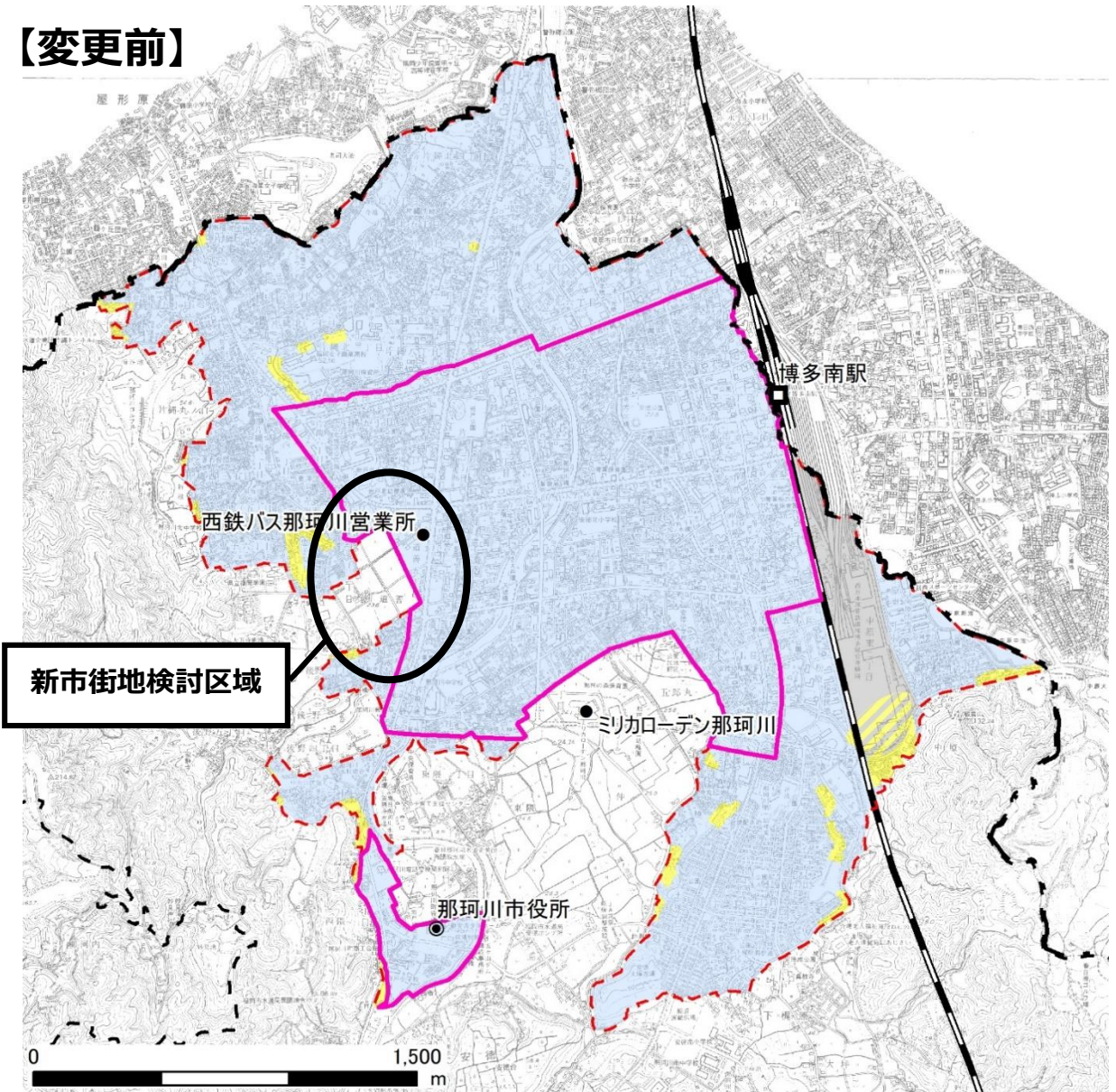


■立地適正化計画（令和2年7月策定）

- ・ 高齢化や将来的な人口減少に対応した都市計画の方針を示す計画
 - ・ 「居住誘導区域」…市街化区域内で人口密度を維持する区域
 - ・ 「都市機能誘導区域」…商業・医療・福祉などの都市機能を誘導する区域
 - ・ 「新市街地検討区域」…市街化区域編入後の誘導区域への編入を想定
 - ・ 「除外区域」…土砂災害（特別）警戒区域、新幹線車両基地
- ※「浸水想定区域」…ソフト・ハードの防災対策を前提に除外しない

【変更前】

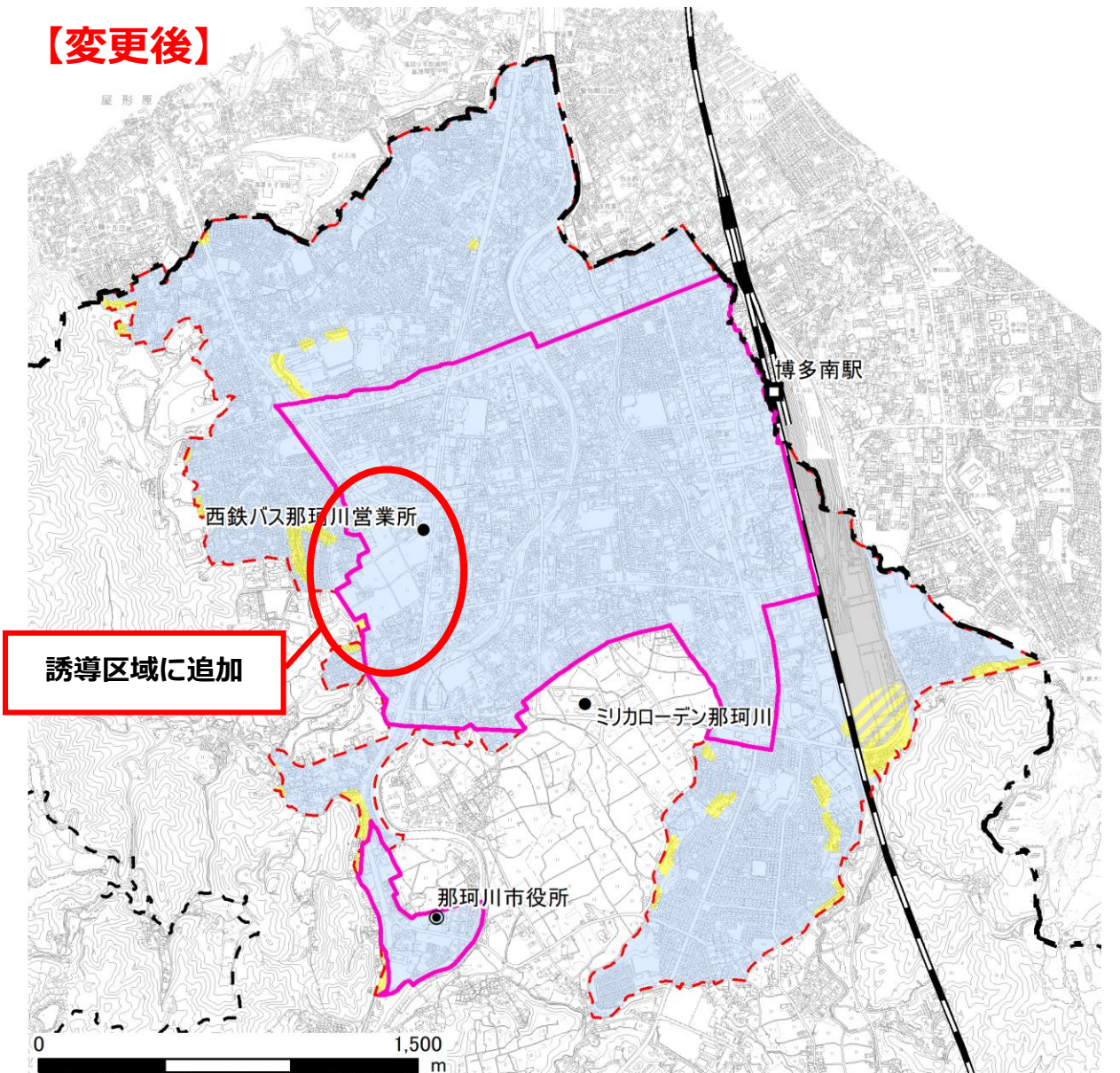


— 鉄道	居住誘導区域	居住誘導区域 530.5ha (市全体の7.1%)
┌──┐ 行政区域	災害危険性のある区域	都市機能誘導区域 247.0ha (市全体の3.3%)
┌──┐ 都市計画区域	新幹線車両基地	
┌──┐ 市街化区域		
┌──┐ 都市機能誘導区域		

■主な改訂の内容

- ①道善・恵子土地区画整理事業区域（令和3年4月30日市街化区域編入）
⇒「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」に編入（P69～P76）
- ②防災指針の追加（P18～P67）⇒令和2年9月～法改正に伴い義務化
⇒市のハザードマップに基づいて、「除外区域」「浸水想定区域」等における各災害リスクの分析と対応施策について掲載

【変更後】



— 鉄道	居住誘導区域	居住誘導区域 538.9ha (市全体の7.2%) (+8.4ha)
┌──┐ 行政区域	災害危険性のある区域	都市機能誘導区域 259.7ha (市全体の3.5%) (+12.7ha)
┌──┐ 都市計画区域	新幹線車両基地	
┌──┐ 市街化区域		
┌──┐ 都市機能誘導区域		